

地域間連携・交流イベント助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中部広域市町村圏事務組合理事長に規定する市町村（以下「関係市町村」という。）が総合的かつ一体的な振興発展を図るため、圏域内の団体等が連携・交流を行うイベント（以下「助成イベント」という。）に助成金を交付し、中部圏域の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、関係市町村又は関係市町村長が推薦する助成イベントを行う団体等（以下「助成対象団体」という。）とする。

2 前項に規定する関係市町村が推薦する助成対象団体は、団体の所在する市町村又は実施するイベントに係る市町村へ推薦依頼書（第1号様式）を提出し、推薦を受けた団体とする。

3 関係市町村長は、第1項の助成対象団体を推薦する場合は、地域間連携・交流イベント助成事業推薦書（第2号様式）を中部広域市町村圏事務組合理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(助成対象イベント)

第3条 助成対象イベントは、次のとおりとする。

- (1) 広域交流イベント事業
- (2) 広域文化イベント事業
- (3) 広域観光イベント事業
- (4) 広域物産イベント事業
- (5) 広域スポーツイベント事業
- (6) その他広域的な地域づくり及び交流の推進に寄与するイベント事業

(助成イベントの助成額及び助成件数、助成対象経費)

第4条 助成イベントの件数は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。また、助成額は、関係市町村1市町村あたり30万円以内を交付するものとする。ただし、複数の関係市町村が連携して開催する助成イベント又は複数の関係市町村から推薦を受けた団体を実施する助成イベントに関しては、関係市町村に交付する助成額を合算し助成を受けることができるものとする。

2 関係市町村長は、前項に規定する1市町村あたりの交付額の範囲内で、複数の助成団体を推薦することができる。

3 第1項の助成金の対象経費は、前条に定める事業を実施するために要する経費とする。ただし、次の経費に関しては助成対象経費に含めないものとする。

- (1) 備品費、交際費、慶弔費、視察旅費

- (2) 人件費(助成イベントのために雇用するアルバイト等の賃金のうち3分の1以内の額を除く。)
- (3) 懇親会及び飲食に係る経費(会議等の湯茶、当日の弁当代を除く。)
- (4) 趣旨の不明確な事務的経費
- (5) その他、理事長が必要経費と認めない経費
(助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、地域間連携・交流イベント助成事業助成金交付申請書(第3号様式)に次の書類を添付し、別に定める地域間連携・交流イベント助成事業応募要領に規定する募集期間内に、理事長に提出しなければならないものとする。

- (1) 事業計画書(第4-1号様式)
 - (2) 収支予算書(第4-2号様式)
- (交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業の目的及び内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、地域間連携・交流イベント助成事業助成金指令書(第5号様式)により助成対象団体へ通知するものとする。また、併せて助成対象団体を推薦した関係市町村にも通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 助成対象団体は、第5条に規定する申請内容に変更が生じた場合は、速やかに地域間連携・交流イベント助成事業変更承認申請書(第6-1号様式)を理事長に提出しなければならないものとする。また、収支予算書の変更がある場合は、併せて助成イベント変更収支予算書(第6-2号様式)を提出すること。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 当該年度内において、助成事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない範囲内での変更を行う場合。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により、事業計画書に記載された内容を変更しなければならない場合。

2 理事長は、前項の計画変更の承認を決定したときは、地域間連携・交流イベント助成事業助成金変更通知書(第7号様式)により助成対象団体等に通知するものとする。

3 理事長は、前項の承認をするときは、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成活動の廃止)

第8条 助成対象団体は、助成活動を廃止しようとするときは、あらかじめ別に定める助成金計画廃止承認申請書(第8号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければな

らない。

- 2 理事長は、前項の規定による助成金計画廃止承認申請書を受理したときは、これを審査し、廃止を承認することに決定したときは、別に定める助成金計画廃止承認通知書（第9号様式）により助成対象団体等に通知するものとする。

（交付の決定の取消等）

第9条 理事長は、第8条の助成活動の廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象団体等が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- (2) 助成対象団体等が、助成活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (3) 収支決算書が収支予算書より著しく減少した場合
- (4) 助成対象団体等が、その他この要綱に違反した場合
- (5) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合
- (6) 前1号から4号の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は活動に対しては、理事長が認めた場合に限り、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成活動の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を変更した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（完了報告）

第11条 助成対象団体は、イベントが完了したときは、「地域間連携・交流イベント助成事業」助成金完了報告書（第10号様式）に次の書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならないものとする。ただし、その定める日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を提出日とする。

- (1) 実績報告書（第11-1号様式）
- (2) 収支決算書（第11-2号様式）
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 12 条 理事長は、前条の報告を受け、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成活動の実施結果が助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別に定める助成金額確定通知書（第 12 号様式）により、当該助成活動団体に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 13 条 助成対象団体は、前条の助成金額確定通知書に基づき、地域間連携・交流イベント助成事業助成金交付請求書（第 13 号様式）を理事長に提出するものとする。

2 理事長が必要と認めた場合は、概算払いができるものとする。概算払いを受けようとするときは、地域間連携・交流イベント助成事業助成金概算払請求書（第 14 号様式）を理事長に提出するものとする。なお、概算払いを可能とする範囲は、交付決定額の 10 分の 8 以内とする。

(会計帳簿等の整備)

第 14 条 助成金の交付を受けた助成対象団体は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の支出内容を証する書類を整備し、助成イベントの完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならないものとする。

(雑則)

第 15 条 助成金の交付を受ける助成対象団体は、中部広域市町村圏事務組合を特別後援とし、助成イベントに係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等にその旨を表示するものとする。

2 理事長は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表することができる。

3 その他、助成金交付の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか中部広域市町村圏事務組合補助金交付規程（平成 2 年規程第 2 号）の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。